## Web ページ制作(CMS Blue Monkey)業務委託約款

この「Webページ制作業務委託約款」(以下「本約款」という。)は、申込書記載のWebサイト(以下「本Webサイト」という。)等の制作又は保守に関するお申込者及びスターティア株式会社(以下「当社」という。)の権利義務を定めることを目的とする。

## 第1条(定義)

この契約(以下「本契約」という。)において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- ① 「クラウドサーカス」とは、当社の関係会社であるクラウドサーカス株式会社をいう。
- ② 「本 CMS」とは、Web サイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報 (テンプレート) などを一元的に保存・管理するソフトウェアであって、クラウドサーカスが提供する CMS Blue Monkey をいう。
- ③ 「Plusdb」とは、商品等のデータベースを簡単に作成・構築できるクラウドサーカスのソフトウェアをいう。
- ④ 「本コンテンツ」とは、本契約に基づいて当社が、お申込者から委託を受けて制作する写真、イラスト、ロゴ、バナー、映像、音楽、テキスト、デザイン、動画、3D 画像、3D 動画又はこれらを組み合わせた Web コンテンツをいう。
- ⑤ 「SEO サービス」とは、Web サイトが検索エンジンの検索結果の上位に表示されるよう最適化 することを目指すサービスをいう。
- ⑥ 「Web 素材」とは、本 Web サイト又は本コンテンツに利用されるアイコン、写真、イラスト、 テキスト及びバナー等の素材をいう。

### 第2条(契約の成立)

- 1. お申込者は、当社に対して、当社指定の申込書を提出することにより本契約の申込みを行うことができる。
- 2. 当社が本契約の申込みを承諾したときに、本契約は成立する。
- 3. 本 Web サイトは、事業者であるお申込者が事業として又は事業のために使用する。このため、本契約は、クーリングオフの適用対象外となる。
- 4. 本契約には、本 CMS 及び Plusdb などのソフトウェアの使用許諾は含まれない。本 Web サイトの仕様が本 CMS 又は Plusdb を用いたものであるときは、お申込者は、別途、クラウドサーカスとの間で本 CMS 又は Plusdb の使用許諾契約を締結する。

### 第3条 (本 Web サイト等の制作請負)

- 1. お申込者は、本 Web サイト又は本コンテンツのいずれか一つ以上の制作業務(以下「本件サイト等制作業務」という。)を当社に委託することができる。
- 2. 当社は本件サイト等制作業務において制作のディレクションを担当するとともに、お申込者の問い

合わせ窓口となる。

- 3. 当社は第4条(お申込者の協力義務)第2項にてお申込者の承認した構成案、サイトマップ案及び デザイン案のとおり本 Web サイトを完成させる。
- 4. 本件サイト等制作業務は請負契約とする。
- 5. 本件サイト等制作業務には、以下の各号の業務は含まれない。
  - ① 本 Web サイトのバックアップ
  - ② 本 Web サイトのコンテンツの更新
  - ③ 本 Web サイト完成後の SEO サービス
  - ④ その他本 Web サイト又は本コンテンツの制作に該当しない業務

### 第4条(お申込者の協力義務)

- 1. お申込者が、当社からロゴマーク、イラスト及びテキスト等の本 Web サイト又は本コンテンツの素材の提出を求められたときは、これに協力する。
- 2. 当社は本 Web サイトの制作過程で、必要に応じて構成案、サイトマップ案及びデザインの案の承認をお申込者に求めることができるものとし、お申込者は、当社の指定する日までに可否を通知する。 お申込者が当社の指定する日までにデザイン案等の可否を当社に通知しない場合は、これを承認したものとみなす。
- 3. 本コンテンツの制作にあたって、写真撮影・動画撮影、インタビュー等を実施するときは、お申込者は、当社と協議の上、当該撮影等の実施日を定めるものとする。お申込者が、お申込者による事情又は撮影時の天候等を理由として、当社と協議の上定めた実施日を変更するときは、別途見積の費用を当社に支払う。
- 4. お申込者が定められた期日までに第1項及び第2項に規定される事項を行わない場合は、当社は履行遅滞の責めを負わないものとし、お申込者は当社と協議のうえ、本 Web サイト又は本コンテンツの納品予定日を変更しなければならない。

### 第5条(禁止事項)

- 1. お申込者は、以下の各号に該当する又はそのおそれのある本 Web サイト及び本コンテンツの制作を 当社に委託することができない。
  - ① アダルト、暴力、違法行為や自傷・自殺、動物虐待の誘引、ギャンブル、猟奇もの。
  - ② 公序良俗に反するもの。
  - ③ 法令に違反するもの、犯罪行為、又は犯罪のおそれのある行為を行うことを目的としたもの。
  - ④ サイバー攻撃を目的としたもの。
  - ⑤ フィッシング詐欺又はその他の詐欺行為を行うことを目的としたもの。
  - ⑥ 他人の情報を詐取することを目的としたもの。
  - ⑦ サーバ等を乗っ取り、他のサーバ等への攻撃の踏み台とすることを目的としたもの。
  - ⑧ コンピュータウィルス、有害なコード、トロイの木馬、パスワード読み取りソフトウェア、ス

パイウェア、ランサムウェア又はマルウェアを含むもの。

- ⑨ 他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するもの。
- ⑩ 他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティー権等を侵害するもの。
- ① 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷するもの。
- ② 特定の宗教、人種、国若しくは地域の出身者、性的指向又は性別その他標的となりやすいグループへの差別的言動、偏った言及又は解釈など、中傷的又は悪意のあるもの。
- ③ 不正確な医療情報を含むもの、違法又は過度な薬物の消費、未成年者による薬物、アルコール、 たばこの消費を助長するもの。
- ④ 風俗営業、インターネット異性紹介事業、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、有害玩具、 霊感商法の広告を含むもの。
- ⑤ 当社及び当社のグループ会社の運営を妨げ、若しくは信頼を毀損するもの。
- (b) プラットフォーマー (アップル社又はグーグル社等) の規約で禁止されているもの。
- (7) その他当社が不適切と判断したもの。

#### 第6条(中間承認)

- 1. 当社は、本 Web サイトのデザイン案を作成後、お申込者に対してその確認及び承認(以下「中間承認」という。)を求めることができる。ただし、ライブラリプランのプランの場合は、本条に規定される中間承認は不要とする。
- 2. お申込者が当社から中間承認を求められたときは、10 営業日以内(以下「承認期間」という。) に 可否を当社に通知する。なお、お申込者がデザイン案を承認せず当社に修正を依頼することができ る回数は、2 回を上限とする。
- 3. お申込者が承認期間内に可否の通知をしない場合、当社は、承認期間を経過した日から前項の通知を受けるまでの日数を上限として、納期の延長をお申込者に要請することができる。
- 4. 当社がお申込者より不承認の通知を受領したときは、必要な修正を行った上で、再度、お申込者に 承認を求める。
- 5. お申込者が、2回を超えてデザイン案の修正を当社に依頼する場合、又は中間承認後にデザイン案の変更を希望する場合は、原則として有償対応とし、別途見積のうえ、追加費用を当社に支払う。

## 第7条(納品・検収)

- 1. 本 Web サイトの納品は、当社が納品予定日までに本 Web サイトをサーバにアップロードするとともに本 Web サイトの更新に必要な ID・パスワードを通知する方法により行う。
- 2. 本コンテンツの納品は、当社が納品予定日までに本コンテンツをサーバにアップロードする方法又は、お申込者に電子メール等で本コンテンツを送信する方法により行う。
- 3. 当社が納品予定日までに本 Web サイト又は本コンテンツを納入できないと判断したときは、お申込者にその旨を申入れ、お申込者と協議のうえ、納品予定日を変更できる。
- 4. お申込者は納品の日から 14 日以内に検収を行い、合格の場合は検収完了を証する書面を当社に交

- 付するものとし、不合格である場合には、お申込者は速やかに理由を添えて当社に通知する。
- 5. 前項の期間内にお申込者から当社に不合格通知がなされない場合、検収に合格したものとみなす。
- 6. 当社が本 Web サイト又は本コンテンツの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議する とともに当該不一致等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならない。

### 第8条(本件サイト等制作業務の対価の支払い)

- 1. お申込者は当社に対して、申込書に記載の支払方法に基づき本件サイト等制作業務の対価を支払期日までに支払う。
- 2. 本件サイト等制作業務の対価の支払方法が月額払いの場合、月額費用の課金開始日は、前条の規定 による検収完了の翌月1日とする。

### 第9条 (解約違約金)

- 1. 当社の責めに帰さない事由により、お申込者が本 Web サイト又は本コンテンツの完成前に本契約を解約する場合は、当社に対して書面にて通知するとともに、本件サイト等制作業務の対価に業務の進捗率を乗じて算出された違約金を通知の日から2週間以内に当社に支払わなければならない。お申込者が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本件サイト等制作業務の対価の支払い方法が月額払いによる場合、申込書にて定める最低利用期間内にお申込者が自己の都合により本契約を解約するときは、違約金として残存期間分の月額費用の合計を当社に支払う。お申込者が本契約に違反して当社より契約を解除された場合も同様とする。

#### 第10条 (遅延損害金)

お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払 い済みに至るまで、法定利率(年 365 日日割計算)の割合による遅延損害金を支払う。

# 第11条 (再委託)

- 1. 当社は、本契約の履行全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。この 場合、当社は、本約款における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すものとし、お申込者に対 し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負う。
- 2. お申込者は再委託先に対して指示等を行ってはならないものとし、万一再委託先の行為がお申込者 の指示等に基づくものである場合、当社は当該行為につき責任を負わない。

### 第12条 (サポート)

- 1. 本契約におけるサポート内容は以下の各号とする。
  - ②電話による問い合わせ(休祝祭日を除く、平日9時~18時まで)
  - ③メールによる問い合わせ

- ④本 CMS のバージョンアップ・修正プログラムの配信
- 2. 本契約におけるサポート内容には以下の各号サービスは含まれない。お申込者がこれらのサービス を希望するときは当社又は当社が指定する者と別途契約を締結するものとする。
  - ① サーバのレンタル
  - ② ドメイン管理
  - ③ コンテンツの更新・完成後の本 Web サイトの仕様変更
  - ④ 当社以外の者が作成した Web サイトに関するサポート

### 第13条 (契約不適合責任)

- 1. 本 Web サイト又は本コンテンツの種類もしくは品質に関して契約の内容に適合しないこと (以下「契約不適合」という。)が、納入後 6 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して本 Web サイト又は本コンテンツの修補の請求ができる。
- 2. 本 Web サイト又は本コンテンツの契約不適合が重大なため、お申込者が契約の目的を達成できない場合は、お申込者は本契約のうち、当該不適合部分に係る契約を解除することができる。
- 3. 当社は、契約不適合が軽微であって、本 Web サイト又は本コンテンツの実質的な使用に影響を及ぼ さず、本 Web サイト又は本コンテンツの修補に過分の費用を要す場合には、修捕責任を負わない。
- 4. 第一項及び第二項の規定に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、 当社は一切の責任を負わない。
- 5. 当社は、契約不適合の修補について誠実に取り組み、合理的な努力をするものとするが、全てのバグその他が完全に除去されることを保証するものではない。
- 6. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わない。

# 第14条 (オプションサービス)

1. お申込者が、次表に定めるオプションサービスを申し込んだときは、本条の規定が適用される。

プラン名	業務
アドバンスプラン (BM)	① テキスト (5,000 字まで) 及び画像 (10 点まで) の追加 (月 1 回)
	による本 Web サイトのコンテンツの更新
	② Google Analytics レポートの提出(月 1 回)
GA4まるごとパックプラン	① Google Analytics レポートの提出(月 1 回)

- 2. オプションサービスの業務範囲は、上表の範囲に限られる。お申込者が他の業務を当社に委託する 場合は、別途見積りの上、その対価を支払う。
- 3. 当社は、テキスト及び画像の追加業務において、お申込者から提供を受けたテキスト及び画像素材のアップロード作業を行う。なお、テキスト及び画像素材の制作はオプションサービスに含まれない。
- 4. オプションサービスの月額費用の課金開始日は、検収合格日の翌月1日とする。

5. お申込者は、当社に対して当社所定の申込書に定める支払方法に従い、オプションサービスの初期 費用及び月額費用を支払う。

# 第15条 (オプション契約の契約期間)

- 1. 本契約のうちオプションサービスに係る契約(以下「オプション契約」という。)の有効期間は、課金開始日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、お申込者又は当社のいずれからも、契約終了又は契約条項改定の意思表示がない場合は、オプション契約は、同一条件で更に1ヶ月間自動更新されるものとし、以降も同様とする。
- 2. お申込者が、オプション契約の解約を希望する場合、下記 URL の当社の Web サイトからオプション契約の解約を申し込むものとし、当該解約申込日の翌月末日をもってオプション契約を解約することができる。

URL: https://bizisuke.jp/form/cancel webma pre/

- 3. お申込者は、オプション契約を有効期間内に中途解約した場合、違約金として、有効期間満了まで の残月数分のオプションサービスの月額費用相当分を当社に支払わなければならない。
- 4. 当社は3ヶ月以上前にお申込者に通知することによりオプション契約の全部もしくは一部を廃止することができる。

## 第16条 (損害賠償)

- 1. 当社又はお申込者が相手方に対して負担する損害賠償は、自己の責めに帰すべき事由によって相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られる。当社又はお申込者は、本契約に付随又は関連して生じる逸失利益、間接的もしくは特別な事情による損失及び損害について、責任を負わない。
- 2. 本件サイト等制作業務に起因して発生した損害について、当社又はお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額は、本件サイト等制作業務の対価を上限とし、オプションサービスに起因して発生した損害について、当社又はお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額は、オプションサービスの月額費用の1カ月分を上限とする。
- 3. 前項の規定にかかわらず、お申込者が、本 Web サイトの納期遅延に関して当社に請求することができる損害賠償の金額は、納期遅延が発生した月の月額費用に対して法定利率の割合により、遅延日数分の日割り計算で算出された額とする。
- 4. 本 CMS 又は Plusdb に起因して発生した損害については、クラウドサーカスとお申込者との間の契約条件に従う。
- 5. 本契約に関連してお申込者の被った利益の喪失、データ消失、破損にかかる損害、情報漏洩に関する損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、当社が、お申込者に対して負担する一切の責任は、本条に定めるものが全てであり、お申込者は、本条に定める範囲を超えて、当社に対して損害賠償請求をすることができない。

# 第17条 (データの削除)

- 1. 当社は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本 Web サイト及び本コンテンツに関するあらゆるデータについて返還、保管等の義務を負わず、お申込者に通知することなくこれを削除できる。
- 2. 前項に基づく削除により、お申込者が損害を被った場合でも当社はその原因の如何を問わず何等の 責任も負わない。

## 第18条 (免責)

- 1. 当社は本契約の履行を通じて、お申込者の業績向上に貢献するよう努めるものとするが、お申込者 の売上高、本 Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまでを保証しない。
- 2. 当社は、お申込者に対し、本 Web サイトの市場性又は特定目的への適合性などいかなる意味においても、明示もしくは黙示の保証など如何なる方式においても、本契約に定める以外の保証責任を一切負わない。

## 第19条 (著作権の帰属)

- 1. 本契約に基づいて新たに創作された本 Web サイト及び本コンテンツに関する著作権(著作権法第27条又は第28条に規定される権利を含む。)は、制作費が支払われたときに、当社からお申込者に移転する。ただし、Web サイトに共通に利用される Web 素材、ならびに HTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保される。
- 2. 当社は、前項ただし書記載の著作物の使用権を、本 Web サイト及び本コンテンツを利用するのに必要な範囲でお申込者に再許諾し、当社はそのために必要な権利の許諾を得ていることを保証する。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、本 Web サイト又は本コンテンツに第三者の Web 素材が含まれる場合は、その著作権は著作権者に留保される。当社又はお申込者が指定できる第三者の Web 素材は、商用利用が可能なものに限る。なお、当社及びお申込者は、第三者の Web 素材の使用許諾契約を遵守しなければならない。
- 4. 当社は、本 Web サイト及び本コンテンツの著作者人格権を行使しない。

## 第20条 (第三者ソフトウェアの利用)

- 1. 本Webサイトを構成する一部として第三者ソフトウェア(フリーウェアを含む)が必要となる場合、 お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。
- 2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの契約不適合、権利侵害等については、権利侵害又は契約 不適合の存在を知りながら、もしくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の 責任を負わない。

#### 第21条 (権利義務の譲渡禁止)

お申込者及び当社は、相手方の承諾なく本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる 権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

## 第22条 (秘密保持)

- 1. お申込者及び当社は、本契約の有効期間内はもとより、本契約終了後も、本契約に基づき知り得た 相手方の営業上及び技術上等の秘密及び個人情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各 号に定めるものについてはこの限りではない。
  - ① 既に公知である情報
  - ② 秘密情報を受領した後自己の責めに帰すことなく公知となった情報
  - ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく取得した情報
  - ④ 相手方から開示された情報によらず独自に開発した情報
  - ⑤ 法令の定めに基づき権限を有する官公署から開示を要求された情報
- 2. お申込者及び当社は、本契約の内容を遂行する上で相手方の保有する個人情報を取得したり、又は お申込者から開示を受けたりした場合は、かかる個人情報を法令の規定に従って適切に保管するた めの合理的な措置を講ずるとともに、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏洩、提供 し又は使用させてはならない。

## 第23条 (反社会的勢力の排除)

- 1. お申込者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約する。
  - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」という。) に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
  - ② 自らの役員(名称の如何を問わず、実質的に経営を支配する者を含む。)、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
  - ③ 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的 行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その 他これらに準ずる行為等を行わないこと
- 2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができない。

#### 第24条 (解除及び期限の利益喪失)

- 1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。
  - ① 相手方に対して負っている債務を支払期日から 2 週間以上経過しても支払わないとき。

- ② お申込者が第4条(お申込者の協力義務)、前条(反社会的勢力の排除)に違反したとき。
- ③ 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
- ④ 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- ⑤ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
- ⑥ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑦ 営業の廃止又は解散決議がなされたとき
- ⑧ 災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ⑨ その他、資産、信用、又は支払能力に重大な変更が生じたとき
- ⑩ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- 2. お申込者又は当社が本条第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、 相手方に対して負っている一切の債務を直ちに完済する。
- 3. お申込者及び当社は相手方が本契約のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告によっても相手方がこれを是正しない場合、本契約を解除することができる。

## 第 25 条 (通知)

- 1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者登録情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとする。
  - ① 商号又は名称
  - ② 住所
  - ③ 電子メールアドレス
  - ④ 電話番号
- 2. 当社が、お申込者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到 達すべきときに到達したものとみなす。
- 3. お申込者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができない。

### 第26条 (連帯保証人)

お申込者の連帯保証人は、お申込者が当社に対して本契約に基づいて負担する一切の債務について、本 契約の契約金額を極度額として連帯保証し、お申込者と連帯して債務を負う。

### 第27条 (不可抗力)

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他 労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契 約の全部又は一部(金銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をする。

### 第28条 (残存条項)

本契約の解除後も第9条 (解約違約金)、第10条 (遅延損害金)、第13条 (契約不適合責任)、第16条 (損害賠償)、第17条 (データの削除)、第18条 (免責)、第19条 (著作権の帰属)、第21条 (権利義務の譲渡禁止)、第22条 (秘密保持)、第23条 (反社会的勢力の排除)第2項、第26条 (連帯保証人)、本条、第29条 (準拠法及び管轄合意)、第30条 (協議事項)、の条項は効力を有する。

# 第29条 (準拠法及び管轄合意)

- 1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法によって解釈される。
- 2. 本契約に関して生じた当社お申込者間の一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第30条 (協議事項)

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、お申込者及び当社が誠意をもって協議し決定する。

### 第31条 (本約款の変更)

当社は、Web サイトに掲載する方法により即時に本約款を変更することができる。ただし、お申込者が本約款の変更前に申し込んだ契約に関しては、申込時点の本約款が適用される。

以上

スターティア株式会社

2021年6月1日 施行 2021年10月21日 改訂 2022年7月27日 改訂 2023年4月19日 改訂 2023年9月11日 改訂 2024年9月16日 改訂